

今後の検討の進め方について

経緯・スケジュール

○令和元年(2019年)

6月19日 改正動物愛護管理法公布

○令和2年(2020年)

8月12日 第7回検討会

8月31日 検討会とりまとめ「適正な飼養管理の基準の具体化について」公表

10月7日 第57回中央環境審議会動物愛護部会 基準案の報告・審議

10月16日 パブリックコメント(11月17日まで)

12月25日 第58回中央環境審議会動物愛護部会 答申案の承認

○令和3年(2021年)

1月7日 中央環境審議会答申「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行等の在り方について」

3月9日 基準の解説書に関する検討会①

3月頃 第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令等の公布

5月頃 基準の解説書に関する検討会②

6月1日 飼養管理基準の施行(改正法公布後2年)

検討の進め方

○基準の解説書に関する検討会①(3月9日)

- ・基準の解説書(仮称)の全体構成及び骨子案の検討

必要な情報収集等

○基準の解説書に関する検討会②(5月頃)

- ・基準の解説書(仮称)案の検討

○基準の解説書の策定(6月1日の基準の施行までに)

今後の検討課題

答申において、「改正法の規定を受け、犬猫に係る飼養管理基準を具体化したものだが、犬猫以外の哺乳類、鳥類及び爬虫類に係る基準についても、今後検討を進めるものとする。」とされており、基準の解説書の策定後は、犬猫以外の動物に係る基準の検討を実施していく必要がある。